

『あたりまえ そんなみずこそ たからもの』

6月1日(木)から7日(水)は、第59回「水道週間」です

水道週間のこの機会に

水道についての理解を

深めましょう

町の水道施設について

○川妻取水場

利根川の表流水を川妻浄水場に送水しています。

○小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた水道水を受水し、川妻浄水場に送水しています。

○川妻浄水場

川妻取水場から送られてきた利根川の表流水を塩素処理・ろ過処理等を行った水道水と、小手指配水場を経由して送られてきた埼玉県の水道水とともに各家庭に配水をしています。

水道の届出はお早めに

次のような場合は届出が必要になりますので、上下水道課までご連絡をお願いします。

- ①水道を開始するとき
- ・町内で転居するとき

- ・アパートに入居するとき
- ・一時中止していた水道の使用を再開するとき

②水道を休止するとき

- ・町内へ転居するとき
- ・町外へ転出するとき
- ・長期不在となる時
- ③使用者を変更するとき
- ・使用者が死亡したとき
- ・使用者が代わったとき

水道のメーター検針について

正確な検針を行うためにご協力をお願いします。

- ・水道メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・水道メーターボックスの中にはいつもきれいにしてください。
- ・犬は放し飼いにしないで水道メーターボックスから離して繋いでください。
- ・家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

飲料水の確保

災害が発生した場合、行政等による救援体制が整うまでに、

およそ3日間を要するといわれています。それまでは、各家庭で備蓄している飲料水等で生命を維持しなければなりません。万が一の災害に備えて、みなさんのご家庭でも、一人あたり一日3リットルの飲料水を3日分備蓄しましょう。

川妻浄水場一般見学会

水道水がどのようにできるのか、みなさんの目で確かめてみませんか。

- 期間 6月1日(木)～7日(水)
- 時間 午前9時～午後3時 (正午～午後1時を除く)
- 場所 川妻浄水場
- 受付 事前にお電話で予約をしてください。(土日の当日予約はできません)
- お問い合わせ 上下水道課 ☎(84)3000



平成28年度情報公開制度の運用状況について

情報公開について

情報公開は、みなさんが知りたい情報を請求に応じて公開する制度です。

町では、情報公開条例を制定し行政情報を公開しています。

○情報公開対象文書

平成13年4月1日以降に作成または取得した行政情報

○情報公開を請求できる人

- ・町内に住所のある人
- ・町内に事務所、事業所のある個人、法人、その他の団体
- ・町内の事務所、事業所に勤務している人

・町が行う事務事業に利害関係のある人

個人情報

現在は高度情報化社会となり、大量の個人情報が収集・蓄積され利用されています。

町では、個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるとともに、町が保有する個人情報の公開等を求める権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正で民主的な町政を推進しています。

選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間に行った選挙人名簿抄本閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、公表します。

○閲覧状況

平成28年度選挙人名簿抄本の閲覧件数については、0件でした。

○お問い合わせ

総務課 総務G
☎(84)1111(内線213)

区分	請求件数	請求のうち公開件数	公開した情報の内訳		
			全部公開	部分公開	非公開
情報公開	18	14	10	3	1
任意的公開	2	2	0	2	0
個人情報	1	1	1	0	0

※任意的公開とは、町外の方が情報公開請求をする場合や平成13年3月31日以前の行政情報をいいます。